

2 福島県市町村振興基金貸付規則

昭和63年6月28日規則30制定
最終改正 令和5年1月24日規則第2号

(趣 旨)

第1条 この規則は、福島県市町村振興基金条例(昭和39年福島県条例第17号。以下「条例」という。)の規定に基づく福島県市町村振興基金に属する現金(以下「資金」という。)の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの区分、対象事業及び対象市町村)

第2条 資金は、条例第1条に規定する建設事業(復旧復興事業枠に係る建設事業を除く。)、公共施設等(地方財政法(昭和23年法律第109号)第33条の5の8に規定する公共施設等をいう。)の除却に関する事業及び石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業のための公共施設等整備事業枠、同条に規定する建設事業のうち激甚災害(激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害をいう。以下同じ。)に係る復旧及び復興に資する事業のための復旧復興事業枠並びに条例第1条に規定する市町村財政の健全化に資する事業のための財政健全化事業枠に区分する。

2 資金の貸付対象事業は、別表第一のとおりとする。

3 資金の貸付対象市町村は、次に掲げる要件を備えた市町村(一部事務組合を含む。別表第一から別表第三までを除き、以下同じ。)で、別表第二に掲げるものとする。

- 一 当該市町村の行政を総合的かつ計画的に執行していること。
- 二 財政の健全運営に努力していること。
- 三 貸付けに係る資金の償還が確実であると見込まれること。

(貸付条件)

第3条 条例第3条第3項に規定する貸付利率及び償還期間は、別表第三のとおりとする。

(貸付最低額等)

第4条 資金の貸付けの最低額は、一件について次に定める額とし、一件の貸付金額には10万円未満の端数を付けないものとする。

- 一 人口10万人以上の市 300万円
- 二 その他の市 200万円
- 三 町、村及び一部事務組合 100万円

(借入申請)

第5条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、次に掲げる書類を添えて、福島県市町村振興基金借入申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 一 事業実施状況報告書(様式第2号)

- 二 起債議決書の写し
- 三 その他知事が必要と認める書類

(貸付決定)

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは貸付けを決定し、当該申請書を提出した市町村に通知するものとする。

(借用証書)

第7条 前条の規定による貸付決定の通知を受けた市町村は、福島縣市町村振興基金借用証書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(資金の返還)

第8条 知事は、資金の貸付けを受けた市町村(以下「借入市町村」という。)が貸付けに係る事業の全部若しくは一部を実施しなかったとき、資金を目的以外に使用したとき又は資金により整備された施設を譲渡し若しくは転用したときは、当該貸付けに係る資金の全部又は一部を速やかに返還させるものとする。

2 知事は、借入市町村の貸付けに係る事業に要する経費が減少したときは、当該貸付けに係る資金の全部又は一部を返還させることができる。

(償還期日等)

第9条 資金の貸付けに係る元利金の償還の期日は、毎年3月25日(その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日)とする。

2 前項に規定する償還は、福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第50条に規定する納入通知書により行うものとする。

(繰上償還)

第10条 借入市町村は、繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする前条第1項に規定する日の属する年の前年の12月20日までに、福島縣市町村振興基金繰上償還申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは繰上償還を承認し、当該借入市町村に通知するものとする。

(延滞利息)

第11条 借入市町村は、第9条第1項の規定により定めた償還の期日までに償還しなかったときは、当該償還の期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき福島県財務規則第235条第1項に規定する割合で計算した延滞利息を納付しなければならない。ただし、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない。

(債務の承継)

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項に規定する廃置分合又は境界

変更により、借入市町村から貸付けに係る債務を承継した市町村は、福島県市町村振興基金債務承継報告書（様式第6号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 借入市町村及び借入市町村から貸付けに係る債務を債務の引受けにより承継しようとする市町村（次項において「申請市町村」という。）は、福島県市町村振興基金債務承継承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項に規定する申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは債務の承継を承認し、申請市町村に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第13条 借入市町村は、資金の借入れ及び償還の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならない。

（報告、検査及び指示）

第14条 知事は、必要があると認めるときは、借入市町村に対し、貸付けに係る事業の施行状況及び前条の帳簿その他の関係書類の内容について報告を求め、検査を実施し、又は必要な指示を行うことができる。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、資金の貸付けについて必要な事項は、別に定める。

附 則 （昭和63年6月28日規則第30号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例（昭和63年福島県条例第11号）による改正前の条例の規定により貸し付けられた資金は、改正後の条例の規定及びこの規則の規定により貸し付けられたものとみなす。ただし、利率、償還期間その他の貸付条件は、なお従前の例による。

3 合併市町村（旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をその区域とする市町村及び別表第二公共施設等整備事業枠の部準過疎地域振興事業の項に規定する市町村を除く。）であつて、合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となつた市町村をいう。）に別表第二公共施設等整備事業枠の部準過疎地域振興事業の項に該当する市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。以下「旧準過疎市町村」という。）が含まれるものについては、当該合併市町村が旧準過疎市町村の区域に係る準過疎地域持続的発展計画を策定し、当該計画に基づいて旧準過疎市町村の区域において別表第一公共施設等整備事業枠の部準過疎地域振興事業の項に規定する貸付対象事業を実施する場合に限り、別表第二の規定にかかわらず、第2条第1項の公共施設等整備事業枠に係る第1条に規定する資金の貸付対象市町村とみなす。（平15規則39・追加）

附 則 （昭和63年10月21日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 7 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 12 月 15 日規則第 90 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付規則第 2 条第 1 項の農業災害枠に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付規則第 1 条に規定する資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年 3 月 26 日規則第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第 1 号及び様式第 3 号から様式第 7 号までの改正規定は平成 3 年 4 月 1 日から、別表第二準過疎地域振興枠の項対象市町村の欄の改正規定中第 3 号に係る部分は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に貸し付けられている準過疎地域振興枠に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付規則（以下「改正後の規則」という。）第 1 条に規定する資金（以下「資金」という。）については、なお従前の例による。
- 3 平成 2 年度における資金の貸付けに係る改正後の規則別表第二準過疎地域振興枠の項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第 1 号」とする。
- 4 改正後の規則別表第三の規定は、この規則の施行の際現に貸し付けられている国民体育大会枠に係る資金のこの規則の施行の日以後の償還期間に係る貸付利率についても適用する。
- 5 様式第 4 号の改正規定の施行の際現に作成されている改正前の福島県市町村振興基金貸付規則様式第 4 号による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成 5 年 3 月 31 日規則第 32 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 29 日規則第 35 号）

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第三準過疎地域振興枠の項貸付利率の欄の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県市町村振興基金貸付規則（以下「新規則」という。）別表第三準過疎地域振興枠の項貸付利率の欄の規定は、平成 6 年 3 月 1 日以降新規則第 1 条に規定する資金（以下「資金」という。）を市町村に貸し付ける場合における利率について適用し、同日前に資金を市町村に貸し付けた場合における利率については、なお従前の例による。
- 3 平成 6 年 3 月 1 日からこの規則（第 1 項ただし書に規定する改正規定に限る。）の施行の日までの間において資金を市町村に貸し付けた場合において、新規則別表第三準過疎

地域振興枠の項貸付利率の欄の規定による貸付利率が改正前の福島県市町村振興基金貸付規則（以下「旧規則」という。）別表第三準過疎地域振興枠の項貸付利率の欄の規定による貸付利率を超えることとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該貸付に係る貸付利率は、同欄の規定による貸付利率とする。

- 4 この規則（第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の際現に貸し付けられている旧規則第2条第1項の地域活性枠及び特定地域振興枠に係る資金については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧規則第2条第1項の地域活性枠に係る資金を平成6年3月1日以降市町村に貸し付ける場合における貸付利率については、旧規則別表第三地域活性枠の項貸付利率の欄中「年 3.5 パーセント」とあるのは、「年 3.5 パーセント又は貸付日における資金運用部資金のうち普通地方長期資金に係る貸付利率の2分の1の利率（小数点第3位以下は、切り捨てる。）のいずれか低い利率」とする。

附 則（平成8年3月29日規則第27号）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表第二準過疎地域振興枠の項対象市町村の欄に二号を加える改正規定（第五号に係る部分に限る。）は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付規則第2条第1項の特別事業枠（簡易排水施設整備事業に限る。）及び国民体育大会枠に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付規則第1条に規定する資金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年11月4日規則第93号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付規則（以下「旧規則」という。）第2条第1項の特別事業枠（知事が別に定めるところにより財政健全化計画又は財政中期計画を策定している市町村が実施する事業に限る。）に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付規則（以下「新規則」という。）第1条に規定する資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第7条の規定により提出されている福島県市町村振興基金借用証書は、新規則第7条の規定により提出された福島県市町村振興基金借用証書とみなす。

附 則（平成12年9月22日規則第158号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二準過疎地域振興枠の項対象市町村の欄の改正規定中二号に係る部分は平成12年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が公表された日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付規則第2条第1頁の準過疎地域振興枠に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付規則（以下「新規則」という。）第1条に規定する資金については、なお従前の例による。
- 3 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第5条第1項の特定市町村については、平成12年度から平成16年度までの間に限り、新規則別表第二の規定にかかわらず、新規則第2条第1項の準過疎地域振興枠に係る新規則第1条に規定する資金の貸付対象市町村とみなす。
- 4 新規則別表第一特別事業枠の部建設事業の項第4号に規定する合併市町村（過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域をその区域とする市町村及び新規則別表第二準過疎地域振興枠の部建設事業の項に規定する準過疎地域振興枠建設事業対象町村を除く。以下同じ。）であって、合併関係市町村（市町村の合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。）によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。）に前項の特定市町村（当該市町村の合併が行われた日の前日においてこの項の規定の適用を受けていた市町村を含む。以下「旧特定市町村」という。）が含まれるものについては、当該合併市町村が旧特定市町村の区域に係る準過疎地域自立促進計画を策定し、当該計画に基づいて旧特定市町村の区域において新規則別表第一一般事業枠又は準過疎地域振興枠の部建設事業の項に規定する貸付対象事業を実施する場合に限り、前項の特定市町村とみなす。（平15規則39・追加）

附 則（平成13年3月27日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月26日規則第23号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定並びに別表第一から別表第三までの改正規定（別表第一の一般事業枠又は準過疎地域振興枠の部建設事業の項及び特別事業枠の部建設事業の項に係る部分、別表第二の一般事業枠の部建設事業の項、特別事業枠の部建設事業の項及び準過疎地域振興枠の部建設事業の項に係る部分並びに別表第三の一般事業枠の部建設事業の項、特別事業枠の部建設事業の項、準過疎地域振興枠の部建設事業の項及び備考に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第39号）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月13日規則第76号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月22日規則第114号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成18年度同意等基準を公表する件（平成18年総務省告示第211号）第4の2の1に規定する公債費負担適正化計画を策定している市町村は、平成18年度に限り、福島県市町村振興基金貸付規則別表第一特別事業枠の部建設事業の項第1号に規定する財政計画策定市町村とみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第30号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
（福島県市町村振興基金貸付規則の一部改正に伴う経過措置）
- 7 平成19年4月1日（以下「施行日」という。）前に第10条の規定による改正前の福島県市町村振興基金貸付規則（次項及び第9項において「旧規則」という。）様式第4号（第1片）による福島県市町村振興基金元利償還金納付書により償還が行われた場合における施行日以後に送付されることとなる当該福島県市町村振興基金元利償還金納付書に係る同様式（第2片）による福島県市町村振興基金元利償還金領収済通知書は、第10条の規定による改正後の福島県市町村振興基金貸付規則（第9項において「新規則」という。）様式第4号（第2片）による福島県市町村振興基金元利償還金領収済通知書とみなす。
- 8 附則第4項に規定する場合においては、同項に規定する任期中に限り、旧規則第4号（第2片）の規定は、なおその効力を有する。
- 9 前項に規定する場合において、施行日から前項に規定する任期の末日までの間に旧規則様式第4号（第1片）による福島県市町村振興基金元利償還金納付書により償還が行われた場合における当該任期の末日の翌日以後に送付されることとなる当該福島県市町村振興基金元利償還金納付書に係る同様式（第2片）による福島県市町村振興基金元利償還金領収済通知書は、新規則様式第4号（第2片）による福島県市町村振興基金元利償還金領収済通知書とみなす。

附 則（平成20年3月25日規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月24日規則第20号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付規則第2条第1項の一般事業枠、特別事業枠及び準過疎地域振興枠並びに附則第11項の特定市町村緊急財政健全化事業枠に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付規則第1条に規定する資金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月19日規則第13号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 4 日規則第 3 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月29日規則第16号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県市町村振興基金貸付規則第2条第1項に規定する財政健全化事業枠に係る資金のうち改正前の福島県市町村振興基金貸付規則別表第一財政健全化事業枠の部公債費負担軽減事業の項第2号に掲げる事業（同号に規定する特定市町村財務処理緊急適正化事業枠として貸し付けた貸付金により起こした地方債のうちその最終の償還期日の属する会計年度において知事が特別に認める地方債の借換えに係るものに限る。以下「緊急適正化事業」という。）に該当する資金の貸付に係る元利金の繰上償還の期日は、福島県市町村振興基金貸付規則第9条第1項の規定にかかわらず、次の表の上覧に掲げる日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）とし、当該繰上償還に係る福島県市町村振興基金貸付規則第10条第1項の福島県市町村振興基金繰上償還申請書は、同項の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる日までに提出するものとする。この場合において、利息は、日割り計算の方法により償還をしようとする日の属する年度の前年度の3月26日から計算するものとし、閏年にあつては、1年を366日として計算する。

繰上償還の期日	福島県市町村振興基金繰上償還申請書の知事への提出期日
3月25日	繰上償還をしようとする日の属する年の前年の12月20日
10月25日	6月20日

- 3 知事は、緊急適正化事業に該当する資金の貸付けを受けた市町村が取り組む自主的な財政の再建の実施において、当該貸付けに係る資金の適切な償還を確保するため、福島県市町村振興基金貸付規則第 14 条に規定するもののほか、当該市町村に対し、予算編成及び予算の執行状況並びに自主的財政再建計画の実施状況について報告を求めることができる。

附 則（平成24年1月13日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県市町村振興基金貸付規則の規定は、平成23年3月11日以後に発生した激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により指定された激甚災害（以下、「激甚災害」という。）に係る資金の貸付対象事業について適用し、同日前に発生した激甚災害に係る資金の貸付対象事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 2 月 5 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日規則第 85 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 27 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日規則第 35 号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 7 日規則第 56 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 20 日規則第 50 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付規則第2条第1項の財政健全化事業枠に係る改正後の福島県市町村振興基金貸付規則第1条に規定する資金については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 6 月 12 日規則第 52 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 7 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 8 日規則第 5 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月24日規則第 2 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に貸し付けられている改正前の福島県市町村振興基金貸付規則第2条第1項の財政健全化事業枠に係る資金については、なお従前の例による。

3 令和 5 年度末までに改正後の別表第一財政健全化事業枠の部公社等経営健全化事業の項第三号（以下この項において「当該規定」という。）に規定する公立病院経営強化プランを策定するための作業に着手している市町村（一部事務組合を組織する市町村を含む。以下この項において同じ。）については、令和 4 年度及び令和 5 年度に限り、当該規定に規定する公立病院経営強化プランを策定している市町村とみなす。この場合において、当該規定中「実施する」とあるのは、「実施する又は実施する予定の」とする。

別表第一（第2条関係）

区 分	貸 付 対 象 事 業	
	事 業 名	事 業 内 容
公共施設等整備事業 枠	一般事業	次の各号（第1号から第4号までに掲げる事業にあつては、建設事業に限る。）のいずれかに該当する事業 一 交通通信施設の整備に係る事業 二 教育文化施設の整備に係る事業 三 厚生福祉施設の整備に係る事業 四 産業振興施設の整備に係る事業 五 公共施設等の除却に関する事業のうち知事が別に定める事業 六 石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業のうち知事が別に定める事業 七 その他知事が特に必要と認める事業
	特別事業	次の各号いずれかに該当する事業 一 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「健全化法」という。）第 4 条第 1 項の財政健全化計画又は市町村財政計画（知事が別に定める方法により市町村が策定した計画をいう。）を策定している市町村（以下「財政計画策定市町村」という。）が実施する事業 二 市町村の合併（2 以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村（以下「合併市町村」という。）が実施する事業のうち当該市町村の合併が行われた日の属する会計年度からこれに続く 25 会計年度までの間に実施する事業 三 知事が別に定めるところにより合併重点支援地域として指定した地域をその区域に含む市町村（以下「合併重点支援地域市町村」という。）が当該指定した地域において実施する事業又は地方自治法第 7 条第 1 項の規定による市町村の廃置分合の申請後の当該申請に係る合併に係る市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の一部となる市町村に限る。以下「合併関係市町村」という。）が実施する事業 四 公共施設等の除却に関する事業のうち知事が別に定める事業 五 石綿による人の健康又は生活環境に係る被害の防止に資する事業のうち知事が別に定める事業

	準過疎地域振興事業	<p>次の各号（第1号から第4号までに掲げる事業にあつては、建設事業に限る。）のいずれかに該当する事業</p> <p>一 交通通信施設の整備に係る事業</p> <p>二 教育文化施設の整備に係る事業</p> <p>三 厚生福祉施設の整備に係る事業</p> <p>四 産業振興施設の整備に係る事業</p> <p>五 公共施設等の除却に関する事業のうち知事が別に定める事業</p> <p>六 その他知事が特に必要と認める事業</p>
復旧復興事業枠	復旧復興事業	<p>激甚災害に係る復旧及び復興に資する事業のうち知事が特に必要と認める事業</p>
財政健全化事業枠	公債費負担軽減事業	<p>次の各号のいずれかに該当する事業</p> <p>一 この基金の貸付金以外の資金により起こした地方債（以下「通常債」という。）のうち貸付利率が知事が別に定める基準以上である地方債の借換え</p> <p>二 特定市町村緊急財政健全化事業枠（福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則（平成21年福島県規則第20号）による改正前の福島県市町村振興基金貸付規則附則第11項に規定する事業枠をいう。）として貸し付けた貸付金により起こした地方債（以下「特定基金地方債」という。）のうちその最終の償還期日の属する会計年度において知事が特別に認める地方債の借換え</p>
	公社等経営健全化事業	<p>次の各号のいずれかに該当する事業</p> <p>一 市町村の将来負担比率（健全化法第2条第4号に規定する将来負担比率をいう。）の計画的な低減に資するため、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条又は第13条の規定により当該市町村が設立し、又は出資した土地開発公社（以下単に「土地開発公社」という。）から土地を取得する事業</p> <p>二 地方公営企業法第2条第2項及び第3項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する病院事業（以下単に「病院事業」という。）を経営する市町村（病院事業を一部事務組合が経営する場合における当該一部事務組合を組織する市町村を含む。）が実施する事業のうち当該病院事業に係る資金不足比率（健全化法第22条第2項に規定する資金不足比率をいう。以下同じ。）の計画的な低減に資する事業</p> <p>三 知事が別に定めるところにより策定した公立病院経営強化プラン（令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知による持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づいて策定された公立病院経営強化プラン。以下「公立病院経営強化プラン」という。）に基づいて市町村が実施する当該公立病院経営強化プランに係る病院事業の経営</p>

健全化事業

別表第二（第2条関係）

区 分	対象事業	対 象 市 町 村
公共施設等整備事業 枠	一般事業	すべての市町村（一部事務組合を含む。以下この項において同じ。） （実質公債費比率（地方財政法第5条の3第4項第1号に規定する実質公債費比率をいう。以下同じ。）が18パーセント以上の市町村にあつては、財政計画策定市町村に限る。）
	特別事業	次の各号のいずれかに該当する市町村 一 財政計画策定市町村 二 合併市町村（実質公債費比率が18パーセント以上の市町村（以下「特定市町村」という。）にあつては、財政計画策定市町村に限る。） 三 合併重点支援地域市町村又は合併関係市町村（特定市町村にあつては、財政計画策定市町村に限る。）
	準過疎地域振興事業	令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村のうち、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。）第2条第1項に規定する過疎地域をその区域とする市町村以外の市町村であつて、準過疎地域持続的発展計画（知事が別に定める方法により市町村が策定した準過疎地域における持続的な発展に関する計画をいう。）を策定し、当該計画に基づいて別表第一に規定する準過疎地域振興事業を実施する市町村
復旧復興事業枠	復旧復興事業	激甚災害に係る復旧及び復興に資する事業を行う市町村（一部事務組合を含む。）
財政健全化事業枠	公債費負担軽減事業	次の各号のいずれかに該当する市町村 一 特定市町村のうち財政計画策定市町村 二 特定基金地方債の借換えを前提とする自主的財政再建計画又は自主的な財政の健全化のための計画（以下これらを「自主的財政健全化計画」という。）を策定し、及び住民に対し当該自主的財政健全化計画の公表を行った市町村
	公社等経営健全化事業	次の各号のいずれかに該当する市町村 一 土地開発公社の債務についての保証契約に係る債務負担行為をしている市町村のうち財政計画策定市町村 二 資金不足比率が零を超える病院事業の資金不足比率を低減させるための事業計画を策定している市町村（一部事務組合を組織する市町村を含む。） 三 公立病院経営強化プランを策定している市町村（公立病院経営

		強化プランを策定している一部事務組合を組織する市町村を含む。)
--	--	---------------------------------

別表第三（第3条関係）

区 分	対象事業	貸付利率	償還期間
公共施設等整備事業 枠	一般事業	貸付日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第10条第1項の規定により財政融資資金が地方公共団体に対し普通地方長期資金として貸し付けられる場合の貸付利率のうち償還期間10年（うち据置期間1年）の元利均等年賦償還に対応する貸付利率（以下「財政融資資金の貸付利率」という。）	15年以内（うち据置期間2年以内）
	特別事業	貸付日における財政融資資金の貸付利率の二分の一の利率。ただし、財政計画策定市町村、合併市町村、合併重点支援地域市町村及び合併関係市町村が実施する事業のうち知事が特に必要と認める事業に係るものは、無利子とすることができる。	15年以内（うち据置期間2年以内）
	準過疎地域振興事業	貸付日における財政融資資金の貸付利率の二分の一の利率	15年以内（うち据置期間2年以内）
復旧復興事業枠	復旧復興事業	無利子	15年以内（うち据置期間2年以内）
財政健全化事業枠	公債費負担軽減事業	一 通常債の借換えにあつては、貸付日における財政融資資金の貸付利率の二分の一の利率 二 特定基金地方債の借換えにあつては、貸付日における財政融資資金の貸付利率（知事が特に認める場合は、当該貸付利率以下の利率で知事が別に定める利率）	借換えを行おうとする地方債の最終の償還期日の属する会計年度の3月25日までの期間（特定基金地方債の借換えのうち知事が特に必要と認める場合は、10年又は15年）
	公社等経営健全化事業	貸付日における財政融資資金の貸付利率の二分の一の利率	10年以内（うち据置期間1年以内）

- 備考 1 初年度の利息は、日割り計算の方法により貸付日の翌日から計算するものとする。この場合において、閏年にあつては、1年を366日として計算する。
- 2 この表に規定する貸付利率を算定する場合に、当該貸付利率に小数点第4位以下の端数があ

るときは、その端数を切り捨てた利率とする。ただし、小数点第4位以下の端数を切り捨てた利率が零となる場合は、端数の切り捨てを行わない。